

公立・公的医療機関等の 具体的対応方針の再検証等について

これまでの経緯

平成30年度までの全国の実施状況

- 公立・公的医療機関等について、民間医療機関では担えない機能（救急・小児・周産期・災害・精神などの不採算・特殊部門、過疎地等の医療提供など）に重点化する観点から、各地域の地域医療構想調整会議において、**2025年に持つべき医療機能ごとの病床数等についての具体的対応方針を策定**（平成30年度末）

＜具体的対応方針の合意結果＞

- ・公立、公的医療機関ともに「急性期」からの転換が進んでいない。
- ・トータルの病床数は横ばい。

➔ **「具体的対応方針の合意内容が、地域医療構想の実現に沿ったものになっていないのではないか」との指摘**

具体的対応方針の再検証の要請の方針の提示

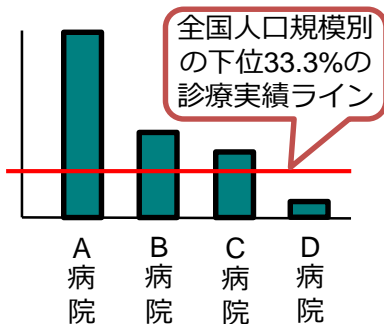
- 各医療機関の**平成29年6月**の診療実績データを分析し、一定の基準に該当する公立・公的医療機関等を、再編統合（ダウンサイジングや、機能の分化・連携・集約化、機能転換・連携等を含む）について特に議論が必要な医療機関と位置付け、具体的対応方針の再検証を要請する方針が国の有識者会議で示された。

分析のイメージ

次のA、Bのいずれかの基準に該当する場合、具体的対応方針の再検証を要請する公立・公的医療機関等とする。

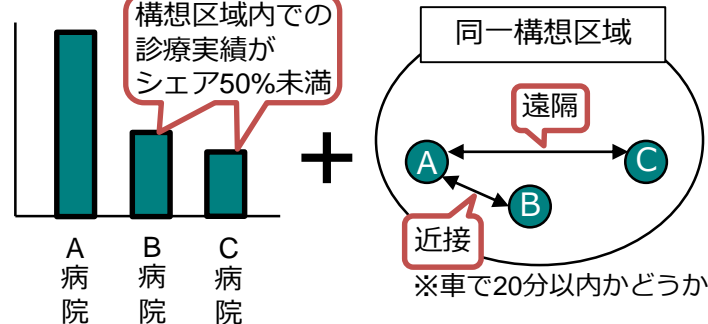
- A 各分析項目について、診療実績が特に少ない。（分析項目：がん、心筋梗塞、脳卒中、救急、小児、周産期、災害、へき地、研修・派遣）
- B 各分析項目について、構想区域内に、一定数以上の診療実績を有する医療機関が2つ以上あり、かつ、お互いの所在地が近接。（分析項目：がん、心筋梗塞、脳卒中、救急、小児、周産期）

（Aの基準）



➔ D病院が該当

（Bの基準）

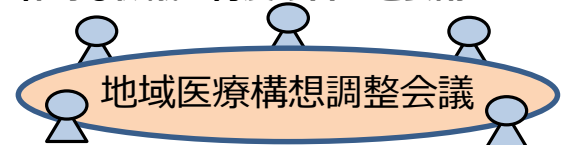


➔ B病院が該当（診療実績シェアが少なく、かつ、近接）

AまたはBの基準に該当する公立・公的医療機関

地域医療構想調整会議における検証

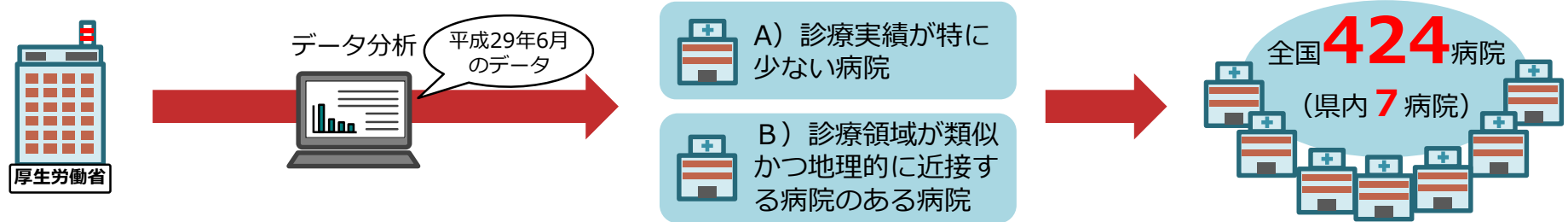
医療機関の診療実績や将来の医療需要の動向等を踏まえ、**令和2年9月末までに、病院の再編統合（ダウンサイジングや機能転換等を含む）について具体的な協議・再度の合意を要請**



診療実績データの分析結果について

診療実績データの分析結果（暫定版）の公表

- 昨年9月26日に、国の有識者会議において「再編統合について特に議論が必要な医療機関」として、全国の424病院を公表。



診療実績データの分析結果（暫定版）の問題点

① 具体的対応方針の合意状況が反映されていない

- ・再編統合により、すでに**廃院となった病院が対象**となっている。
- ・新病院への移転するにあたり、地域医療構想に沿って、**病床削減や医療機能の転換を行った病院が対象**となっている。
- ・急性期から回復期に転換すると合意された病院が対象となっている（**県独自の地域急性期の概念が考慮されていない**）。

② 分析手法が機械的で地域の実情を反映していない

- ・へき地の診療所に医師を派遣するなど、**へき地医療を担っている地域の中核病院が対象**となっている。
- ・近接対象病院との間が、頻繁に渋滞が発生する道路で結ばれ、実際には**移動時間が20分以上かかる病院が対象**となっている。

県の対応

国への要望（昨年11月12日）

「地域の実情を十分ふまえるとともに、再検証対象医療機関の取扱いにあたっては、地域医療構想調整会議の合意結果を最大限尊重すること」を国に要望。

国との意見交換会の開催（昨年11月28日）

県独自で厚生労働省の担当室長を招き、医療関係者等約200名の参加を得て意見交換会を開催し、地域の声を直接厚生労働省に届ける。

具体的な対応方針の再検証等を要請する国からの正式通知（令和2年1月17日付け厚生労働省医政局長通知）

国通知の概要及び県の対応案について①

再検証対象医療機関の具体的対応方針の再検証（三泗、鈴亀、松阪、伊勢志摩区域が対象）

国の通知※内容	県の対応案
<ul style="list-style-type: none"> ○ 都道府県は、「診療実績が特に少ない」の要件に9領域全て該当している、又は「類似かつ近接」の要件に6領域全て該当している公立・公的医療機関等（以下「再検証対象医療機関」という。）に対し、具体的対応方針について再検討するよう要請すること。 ○ 平成29年度病床機能報告の報告後に、医療機関の廃止並びに高度急性期及び急性期機能の廃止が行われた公立・公的医療機関等については、改めて地域医療構想調整会議において議論する必要はない。 	<ul style="list-style-type: none"> • 再検証対象医療機関に対して、具体的対応方針の再検討を要請（調整会議の議論が不要となる公立・公的医療機関等については要請は行わない。）。 <p style="margin-left: 40px;">(再検証対象医療機関)</p> <ul style="list-style-type: none"> 【三泗】 菰野厚生病院 【鈴亀】 亀山市立医療センター 【松阪】 大台厚生病院 【伊勢志摩】 市立伊勢総合病院、町立南伊勢病院
<ul style="list-style-type: none"> ○ 都道府県から要請を受けた再検証対象医療機関は、以下①～③について検討を行い、その結果を反映した具体的対応方針について、地域医療構想調整会議において、再検証を経た上で合意を得ること。 <ol style="list-style-type: none"> ① 現在の地域における急性期機能や、将来の人口推移とそれに伴う医療需要の変化等の医療機関を取り巻く環境を踏まえた、2025年を見据えた自医療機関の役割 ② 分析の対象とした領域ごとの医療機能の方向性（他の医療機関との機能統合や連携、機能縮小、機能廃止等） ③ ①②を踏まえた機能別の病床数の変動 	<ul style="list-style-type: none"> • 再検証対象医療機関に対しては、左記①～③の項目を検討するよう要請。 • 再検証対象医療機関から提出された具体的対応方針の再検討結果をとりまとめ地域医療構想調整会議（三泗、鈴亀、松阪、伊勢志摩）において協議（令和2年度第1回調整会議以降）。

国通知の概要及び県の対応案について②

構想区域全体の2025年の医療提供体制の検証（三泗、鈴亀、伊勢志摩区域が対象）

国の通知※内容	県の対応案
<p>○ 都道府県は、当該構想区域の地域医療構想調整会議において、「類似かつ近接」の要件に6領域全て該当している公立・公的医療機関等の具体的対応方針の再検証に係る協議を行うとともに、構想区域全体における、領域（今般分析対象とした6領域を必ず含むものとし、必要に応じて他の領域を含めるものとする。）ごとの2025年の各医療機関の役割分担の方向性等（必要に応じて、病床数や医療機能を含む。）について検討し、構想区域全体の2025年の医療提供体制について改めて協議すること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 「類似かつ近接」の要件に6領域全て該当している公立・公的医療機関等の具体的対応方針の再検証時に、構想区域全体の領域ごとの各医療機関の役割分担の方向性を検討。 ※ 6領域のうち、下記の対象医療機関において、近接医療機関と主として競合する領域は、救急医療であることから、救急医療を中心に役割分担の方向性を検討することとする。 <p>（「類似かつ近接」の要件に6領域全て該当する公立・公的医療機関等）</p> <p>【三泗】 菰野厚生病院 【鈴亀】 亀山市立医療センター 【伊勢志摩】 市立伊勢総合病院</p> <p>（6領域）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・がん ・脳卒中 ・小児医療 ・心筋梗塞等の心血管疾患 ・救急医療 ・周産期医療


国通知の概要及び県の対応案について③

一部の領域において「診療実績が特に少ない」又は「類似かつ近接」の要件に該当した公立・公的医療機関等への対応（全ての構想区域が対象）

国の通知内容	県の対応案
<ul style="list-style-type: none">○ 都道府県は、再検証対象医療機関でなくとも、一部の領域において「診療実績が特に少ない」又は「類似かつ近接」の要件に該当した公立・公的医療機関等の具体的対応方針について、地域医療構想調整会議において改めて議論すること。○ この際、当該医療機関のうち、2019年3月末までに策定し合意された具体的対応方針が、第7次医療計画における役割及び平成29年度病床機能報告上の病床数からの変更を伴っていない医療機関等については、構想区域の他の医療機関の診療実績や医療需要の推移等を踏まえ、当該医療機関の具体的対応方針の妥当性について改めて確認するなどし、引き続き議論を進めること。○ 議論の結果、具体的対応方針の見直しが必要とされた医療機関については、見直しを行った具体的対応方針について、地域医療構想調整会議において協議の上、合意を得ること。	<ul style="list-style-type: none">• 令和元年12月24日付け医保第11-559号で県から各病院長に依頼を行った「2025年に向けた具体的対応方針の変更等」を各医療機関に対する確認に替えることとする。• その上で、地域医療構想調整会議における2025年に向けた令和元年度具体的対応方針の協議を、左記国通知における公立・公的医療機関等の具体的対応方針の議論と位置付ける。

国通知の概要及び県の対応案について④

平成29年度病床機能報告における未報告医療機関等への対応（対象となる構想区域なし）

国の通知※内容	県の対応案
<ul style="list-style-type: none">○ 今回の厚生労働省による分析は、平成29年度病床機能報告において報告された各医療機関の診療実績データ等を用いて行ったため、公立・公的医療機関等のうちの平成29年度病床機能報告未報告等医療機関（以下「平成29年度未報告等医療機関」という。）については分析を実施していない。このため、今回分析を実施した公立・公的医療機関等との公平性の観点から、都道府県は平成29年度未報告等医療機関に対し、当該医療機関が策定した具体的対応方針の妥当性について、地域医療構想調整会議において改めて説明するよう要請すること。○ 都道府県から要請を受けた平成29年度未報告等医療機関は、今般、厚生労働省が実施した分析方法や直近の自医療機関の診療実績等を踏まえ、具体的対応方針の妥当性を地域医療構想調整会議において説明し、合意を得ること。合意を得られなかった場合は、その理由を踏まえた具体的対応方針の見直しを行い、改めて協議の上、合意を得ること。	<ul style="list-style-type: none">• 本県においては、平成29年度病床機能報告は全ての対象医療機関から提出されているため、特に対応は不要。 

国通知の概要及び県の対応案について④

具体的対応方針の再検証等の期限及び議論の状況把握

国の通知※内容	県の対応案
<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域医療構想調整会議の今後の具体的対応方針の再検証等に係る協議の具体的な進め方については、地域医療構想調整会議における議論の状況を踏まえた上で整理する必要があることから、今後、厚生労働省において随時状況の把握を行うことを想定している。 ○ このため、当面、都道府県においては、「経済財政運営と改革の基本方針2019」における一連の記載を基本として、地域医療構想調整会議での議論を進めていただくようお願いする。 ○ その上で、「新経済・財政再生計画改革工程表2019」（令和元年12月19日）において、民間医療機関の対応方針策定の促進のための方策の議論等については、「経済財政運営と改革の基本方針2020（仮）」に向けた工程表の具体化を図ることとしており、2020年度から2025年までの具体的な進め方については、状況把握の結果を踏まえ、また、地方自治体の意見も踏まえながら、厚生労働省において整理の上、改めて通知する。 	<ul style="list-style-type: none"> • 地域医療構想調整会議における具体的対応方針の再検証は、基本的に次のスケジュールで合意できるよう進めていく。 <ul style="list-style-type: none"> ①再検証対象医療機関の具体的対応方針の再検証 ⇒令和2年度第1回地域医療構想調整会議または第2回地域医療構想調整会議（令和2年度中） ②構想区域全体の2025年の医療提供体制の検証 ⇒令和2年度第1回地域医療構想調整会議または第2回地域医療構想調整会議（令和2年度中） ③一部の領域において「診療実績が特に少ない」又は「類似かつ近接」の要件に該当した公立・公的医療機関等への対応 ⇒令和元年度第2回地域医療構想調整会議（令和元年度中）
<ul style="list-style-type: none"> ○ これまでと同様、令和2年度以降の地域医療介護総合確保基金の配分に当たっては、都道府県における地域医療構想の実現に向けた取組の進捗状況を勘案することとし、具体的には、各都道府県における具体的対応方針の再検証等に係る議論の状況について考慮することとする。 	